

村千鶴子教授退任記念号の発刊に寄せて

村千鶴子教授は、2024年3月に定年退職されました。先生の本学現代法学部教授への着任は2004年4月ですが、遡ること10年、1994年4月に、本学経済学部の非常勤講師として、また、2000年4月の現代法学部創設以降も引き続き現代法学部の非常勤講師としてその任にも当たられており、通算30年にわたって本学に寄与されてきました。

先生は、消費者法をご専門とする実務家教員であり、日本消費者法学会の理事を務められるなど、その第一人者として、教育・研究において活躍され、また社会活動においても、消費者問題の解明、解決、その理解への普及・啓発にご尽力されてきました。

消費者問題に関する諸機関での関わりは大きく、国民生活センターでは、消費者苦情処理専門委員会委員、消費者判例評価委員、消費者契約法調査検討委員会などさまざまな形で関わられるほか、東京都の消費者生活審議会、消費者被害救済委員会をはじめ、大学のある国分寺市も含めた多数の自治体の消費者関係の審議会等に関わられてきました。その他、現在、日弁連消費者問題対策委員会委員、一般社団法人・日本消費者協会の理事長もされています。また、内閣府（国民生活審議会）、経済産業省、消費者庁などにも関わり、国の政策に対しても、専門的知見から発言をされています。先生のご功績は顕著で、2014年には、「消費者支援功労者」として平成26年度の内閣府特命大臣表彰を、2024年には、令和6年度の内閣総理大臣表彰を受けられています。

先生は、社会的な活動のみならず、学内においても多大な貢献をされています。現代法学部の「消費者法プログラム」で中心的な役割を果たされたほか、法律専門職を目指す学生のための「法プロフェッショナルプログラム」の準備、運営に関わられてきました。全学的には、入試委員の他、特に学生相談室の功績は著しいものがあります。人権委員会委員長を務められたほか、学生相談委員を長らく務められ、多くの学生の相談に対応されてきています。

先生は、弱い立場に立たされてしまう市民や学生の立場に立って問題を考えられる一方で、被害の実態やその原因に対しては厳しく向き合ってこられました。

先生は、いつもは穏やかで優しいお人柄ですが、国分寺市の被害者救済員会で一緒にさせて頂いた折、問題に向き合う際の先生の厳しさに触れることがあり、そのコントラストはとても印象的でした。先生には研究論文の他、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法等の解説書がありますが、刻々と変わる複雑な法制度に対応しつつ、いずれも、わかりやすく解説され、先生のこの問題への貢献の一端を知ることができます。

本学における長きにわたる教育と研究に一つの節目をつけられたとはいえ、先生のこの分野での役割は、余人を持って代えがたく、これからもお忙しい日々が続くのかも知れません。健康にはくれぐれもご留意されてください。ますますのご活躍、心より祈念いたします。

2024年11月

現代法学部長 野村 武司